

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針	資料番号の相違 (以下、同様の差異は記載を省略)

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p style="text-align: center;">目次</p> <ol style="list-style-type: none">1. 概要2. 火山防護に関する基本方針<ol style="list-style-type: none">2.1 基本方針<ol style="list-style-type: none">2.1.1 降下火砕物より防護すべき施設2.1.2 設計に用いる降下火砕物特性2.1.3 降下火砕物の影響に対する設計方針2.2 適用規格	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、発電用原子炉施設の火山防護設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第7条及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に適合することを説明し、技術基準規則第54条及びその解釈に規定される「重大事故等対処設備」を踏まえた重大事故等対処設備への配慮についても説明するものである。</p> <p>2. 火山防護に関する基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>発電用原子炉施設の火山防護設計は、外部事象防護対象施設については想定される火山事象によりその安全機能を損なうおそれがないこと、重大事故等対処設備については設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、技術基準規則に適合するように設計する。</p> <p>想定される火山事象は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得るとして設置（変更）許可を受けた「降下火砕物」であり、直接的影響及び間接的影響について考慮する。</p> <p>添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「3.1.1(6) 積雪」で設定している設計に従って、火山事象と同様に施設に堆積する積雪の影響について確認する。確認結果については、本資料に示す。</p>	<p>記載表現の相違 （技術基準規則第7条への適合性を示すため、説明書（VI-1-1-2-1-1）において、「外部からの衝撃より防護すべき施設」として外部事象防護対象施設に着目した記載に統一している）</p> <p>記載表現の相違 （技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象及び人為事象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故防止設備が「設計基準事故対処設備等と同時に」必要な機能を損なわないことの記載を明確にしている）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考						
		<p>2.1.1 降下火砕物より防護すべき施設</p> <p>添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」に示す外部からの衝撃より防護すべき施設を踏まえて、降下火砕物より防護すべき施設は、外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備とする。</p> <p>2.1.2 設計に用いる降下火砕物特性</p> <p>敷地において考慮する火山事象として、設置（変更）許可を受けた層厚15cm、粒径2mm以下、密度0.7g/cm³（乾燥状態）～密度1.5g/cm³（湿潤状態）の降下火砕物を設計条件として設定する。その特性を表2-1に示す。なお、粒径が2mm以上の降下火砕物の影響については、含まれる割合が小さいこと及び粒径が2mm以上の降下火砕物が少量混入したとしても降下火砕物は砂より硬度が低くもろいため砕けて施設等に損傷を与えることはないことから考慮する必要はない。また、大気中においては水分が混ざることによって凝集する可能性があるが、水中では凝集しない。</p> <p>表 2-1 設計に用いる降下火砕物特性</p> <table border="1" data-bbox="1339 836 1928 940"><thead><tr><th>層厚</th><th>粒径</th><th>密度</th></tr></thead><tbody><tr><td>15cm</td><td>2mm以下</td><td>湿潤状態：1.5g/cm³ 乾燥状態：0.7g/cm³</td></tr></tbody></table> <p>2.1.3 降下火砕物の影響に対する設計方針</p> <p>降下火砕物の影響を考慮する各施設において、考慮する直接的影響因子が異なることから、降下火砕物の影響を考慮する施設と影響因子との組合せを行う。</p> <p>降下火砕物の影響を考慮する施設の選定については、添付書類「VI-1-1-2-4-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」に示す。降下火砕物の影響を考慮する施設と影響因子との関連については、添付書類「VI-1-1-2-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に示す。</p> <p>選定した降下火砕物の影響を考慮する施設及び影響因子について、「2.1.2 設計に用いる降下火砕物特性」にて設定している降下火砕物に対する火山防護設計を実施する。設計は添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電</p>	層厚	粒径	密度	15cm	2mm以下	湿潤状態：1.5g/cm ³ 乾燥状態：0.7g/cm ³	<p>設置変更許可における設計方針の相違 (設置変更許可を受けた設計基準の相違)</p> <p>設置変更許可における設計方針の相違 (設置変更許可を受けた設計基準の相違)</p>
層厚	粒径	密度							
15cm	2mm以下	湿潤状態：1.5g/cm ³ 乾燥状態：0.7g/cm ³							

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」で設定している自然現象の組合せに従って、自然現象のうち、風（台風）及び積雪の荷重との組合せを考慮する。地震については、基準地震動の震源と火山とは十分な距離があることから独立事象として扱いそれぞれの頻度が十分小さいこと、火山性地震については火山と敷地とは十分な距離があることから火山性地震とこれに関連する事象による影響はないと判断し、地震との組合せを考慮しない。詳細な設計については、添付書類「VI-1-1-2-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」に示す。</p> <p>(1) 設計方針</p> <p>a. 構造物への荷重に対する設計方針</p> <p>屋外に設置し、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する外部事象防護対象施設は、降下火砕物による荷重、風（台風）及び積雪を考慮した荷重に対し、その安全性を損なうおそれがない設計とする。なお、運用により降下火砕物を適宜除去することから、降下火砕物による荷重については複数回堆積することを想定する。</p> <p>降下火砕物が堆積しやすい構造を有する降下火砕物より防護すべき施設を内包する施設は、想定する降下火砕物による荷重、風（台風）及び積雪を考慮した荷重に対し、施設に内包される降下火砕物より防護すべき施設の必要な機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、降下火砕物による荷重により機能を損なわないように、降下火砕物を適宜除去することにより、想定する降下火砕物による荷重に対し、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	<p>設置変更許可における設計方針の相違</p> <p>（女川は、設置変更許可で設定している重大事故等時の環境条件に火山の影響を選定していない）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>（技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象及び人為事象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故防止設備が「設計基準事故対処設備等と同時に」必要な機能を損なわないこ</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>降下火砕物の荷重は湿潤状態の2207N/m²とする。なお、積雪単独の堆積荷重は860N/m²（積雪量：43cm）であるため、積雪の設計は火山の設計に包絡される。</p> <p>b. 閉塞に対する設計方針</p> <p>水循環系の閉塞を考慮する施設並びに換気系、電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、機能を損なうおそれがないよう閉塞しない設計とする。</p> <p>c. 摩耗に対する設計方針</p> <p>水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における摩耗を考慮する施設は、想定する降下火砕物による摩耗に対し、機能を損なうおそれがないよう摩耗しにくい設計とする。</p> <p>d. 腐食に対する設計方針</p> <p>構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設は、想定する降下火砕物による腐食に対し、機能を損なうおそれがないよう腐食しにくい設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、降下火砕物を適宜除去することにより、想定する降下火砕物による腐食に対し、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう腐食しにくい設計とする。</p> <p>e. 発電所周辺の大気汚染に対する設計方針</p> <p>発電所周辺の大気汚染を考慮する施設は、想定する降下火砕物による大気汚染に対し、機能を損なうおそれがないよう降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>f. 絶縁低下に対する設計方針</p> <p>絶縁低下を考慮する施設は、想定する降下火砕物による絶縁低下に対し、機能を損なうおそれがないよう降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>g. 間接的影響に対する設計方針</p> <p>間接的影響を考慮する施設は、想定する降下火砕物による間接的影響である長期（7日間）の外部電源喪失、発電所外における交通の途絶及び発電所内における交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、発電用原子炉及び使用済燃料プールの安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>との記載を明確にしている)</p> <p>設置変更許可における設計方針の相違 (設置変更許可を受けた設計基準の相違)</p> <p>記載表現の相違 記載表現の相違 (技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象及び人為事象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故防止設備が「設計基準事故対処設備等と同時に」必要な機能を損なわないことの記載を明確にしている)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(2) 荷重の組合せ及び許容限界</p> <p>添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」で設定している自然現象の組合せに従って、降下火砕物、積雪及び風（台風）の荷重の組合せを考慮する。</p> <p>構造物への荷重に対しては、降下火砕物による荷重とその他の荷重の組合せを考慮して構造強度評価を行い、その結果がそれぞれ定める許容限界以下となるよう設計する。</p> <p>建築基準法における積雪の荷重の考え方に準拠し、降下火砕物の堆積から30日以内に降下火砕物を適切に除去することを保安規定に定め管理することで、降下火砕物による荷重を短期に生じる荷重とし、外部事象防護対象施設については、機能設計上の性能目標を満足するようにおおむね弾性状態に留まることを許容限界とする。また、外部事象防護対象施設を内包する建屋については、機能設計上の性能目標を満足するように、建屋を構成する部位ごとに応じた許容限界を設定する。</p> <p>設計に用いる降下火砕物、積雪及び風（台風）の組合せを考慮した荷重の算出については、添付書類「VI-3-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p> <p>a. 荷重の種類</p> <p>(a) 常時作用する荷重</p> <p>常時作用する荷重としては、持続的に生じる荷重である自重、積載荷重及び水頭圧を考慮する。</p> <p>(b) 降下火砕物による荷重</p> <p>湿潤状態の降下火砕物が堆積した場合の荷重を考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。</p> <p>(c) 積雪荷重</p> <p>添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」で設定している自然現象の組合せに従って、積雪荷重を考慮する。ただし、この荷重は短期荷重とする。</p> <p>(d) 風荷重</p> <p>添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」で設定している自然現象の組合せに従って、風荷重を考慮する。ただし、この荷重</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違 (女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違)</p> <p>設計方針の相違 (女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違)</p> <p>設備の相違による考慮する荷重の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>は短期荷重とする。</p> <p>(e) 運転時の状態で作用する荷重</p> <p>運転時の状態で作用する荷重としては、ポンプのスラスト荷重等の運転時荷重を考慮する。</p> <p>b. 荷重の組合せ</p> <p>(a) 降下火砕物の影響を考慮する施設における荷重の組合せとしては、設計に用いる常時作用する荷重、降下火砕物による荷重、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で作用する荷重を適切に考慮する。</p> <p>(b) 常時作用する荷重、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で作用する荷重については、組み合わせることで降下火砕物による荷重の抗力となる場合には、保守的に組み合わせないことを基本とする。</p> <p>(c) 設計に用いる降下火砕物による荷重、風荷重及び積雪荷重については、対象とする施設の設置場所、その他の環境条件によって設定する。</p> <p>c. 許容限界</p> <p>降下火砕物による荷重及びその他の荷重に対する許容限界は、「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1-1987」（社）日本電気協会）等の安全上適切と認められる規格及び基準等で妥当性が確認されている値を用いて、降下火砕物が堆積する期間を考慮し設定する。</p> <p>添付書類「VI-1-1-2-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針」の「3.2 影響因子を考慮した施設分類」において選定する構造物への荷重を考慮する施設のうち、外部事象防護対象施設については、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するように、外部事象防護対象施設を構成する材料がおおむね弾性状態に留まることを基本とする。構造物への荷重を考慮する施設のうち、外部事象防護対象施設を内包する建屋については、内包する防護すべき施設に降下火砕物を堆積させない機能に加え原子炉建屋は放射性物質の閉じ込め機能及び放射線の遮蔽機能を維持できるよう、建屋を構成する部位ごとに応じた許容限界を設定する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>（女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違）</p> <p>設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>許容限界の詳細については、添付書類「VI-3-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針」に示す。</p> <p>2.2 適用規格</p> <p>適用する規格、基準等を以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法及び同施行令 (2) 宮城県建築基準法施行細則（昭和46年3月30日宮城県規則第21号） (3) 鋼構造設計規準－許容応力度設計法－（社）日本建築学会，2005） (4) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－（社）日本建築学会，1999） (5) 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（社）日本建築学会，2005） (6) 建築物荷重指針・同解説（社）日本建築学会，2004） (7) 鋼構造限界状態設計指針・同解説（社）日本建築学会，2010） (8) 原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1987（社）日本電気協会） (9) 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1 ・補-1984（社）日本電気協会） (10) 原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1991 追補版（社）日本電気協会） (11) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 J S M E S N C 1 -2005/2007（社）日本機械学会） (12) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所 2015） (13) 新版機械工学便覧（1987年 日本機械学会編） (14) 日本産業規格（J I S） (15) 「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日 原子力安全委員会） 	<p>設計方針の相違 （女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違）</p> <p>規格名称の相違</p> <p>適用規格の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>なお、「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」（昭和55年通商産業省告示第501号，最終改正平成15年7月29日経済産業省告示第277号）に関する内容については、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版を含む））（第I編 軽水炉規格）J S M E S N C 1 2005/2007」（（社）日本機械学会）に従うものとする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-1-1-2-4-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	資料番号の相違 (以下、同様の差異は記載を省略する)

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p style="text-align: center;">目次</p> <ol style="list-style-type: none">1. 概要2. 選定の基本方針3. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定<ol style="list-style-type: none">3.1 外部事象防護対象施設3.2 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設3.3 重大事故等対処設備3.4 降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋3.5 間接的影響を考慮する施設	<p>資料番号の相違 (記載項目に相違はない)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、添付書類「VI-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針」に示す降下火砕物の影響に対する設計方針を踏まえて、降下火砕物の影響を考慮する施設の選定について説明するものである。</p> <p>2. 選定の基本方針</p> <p>降下火砕物の影響について評価を行う施設（以下「降下火砕物の影響を考慮する施設」という。）は、その設置状況や構造等により以下のとおり選定する。</p> <p>降下火砕物より防護すべき施設のうち、外部事象防護対象施設に係る降下火砕物の影響を考慮する施設は以下により選定する。</p> <p>屋外に設置している外部事象防護対象施設のうち、降下火砕物の影響を受ける可能性のあるものについては、降下火砕物の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p>屋内に設置している外部事象防護対象施設は、建屋にて防護されており直接降下火砕物とは接触しないため、外部事象防護対象施設の代わりに外部事象防護対象施設を内包する建屋を降下火砕物の影響を考慮する施設として選定する。ただし、降下火砕物を取り込むおそれがある屋内の外部事象防護対象施設については、降下火砕物の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p>降下火砕物の影響による機能的な波及的影響を考慮し、外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）が、降下火砕物の影響を受けた外部事象防護対象施設以外の施設により機能的な波及的影響を受けるおそれがある場合は、外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす可能性のある外部事象防護対象施設以外の施設を、波及的影響を及ぼし得る施設として選定する。</p> <p>降下火砕物より防護すべき施設のうち、重大事故等対処設備に係る降下火砕物の影響を考慮する施設は以下により選定する。</p> <p>屋外に設置している重大事故等対処設備は、直接降下火砕物と接触するため、降下火砕物の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p>屋内に設置している重大事故等対処設備は、建屋にて防護されることから、重大事故等対処設備の代わりに重大事故等対処設備を内包する建屋を降下火砕物の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p>降下火砕物より防護すべき施設に対する降下火砕物の間接的影響を考慮し、発電用原子炉及び使用済燃料プールの安全性に間接的に影響を与える可能性</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違 (女川は火山に対する防護対策施設がないことの相違)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>がある非常用電源設備を、降下火砕物の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p>3. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定</p> <p>「2. 選定の基本方針」に示す選定方針を踏まえて、降下火砕物の影響を考慮する施設を以下のとおり選定する。</p> <p>3.1 外部事象防護対象施設</p> <p>(1) 屋外に設置している外部事象防護対象施設</p> <p>屋外に設置している外部事象防護対象施設は直接降下火砕物の影響を受ける可能性があるため、降下火砕物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</p> <p>c. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>d. 非常用ガス処理系（屋外配管）</p> <p>e. 排気筒</p> <p>f. 復水貯蔵タンク</p> <p>g. 軽油タンク室</p> <p>h. 軽油タンク室（H）</p> <p>i. 原子炉建屋</p>	<p>設備構成の相違 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）</p> <p>設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(2) 降下火砕物を含む海水の流路となる外部事象防護対象施設</p> <p>降下火砕物を含む海水の流路となる外部事象防護対象施設については、直接降下火砕物の影響を受ける可能性があるため、降下火砕物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none">a. 原子炉補機冷却海水ポンプb. 原子炉補機冷却海水系ストレーナc. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプd. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナe. 海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換器、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系熱交換器） <p>(3) 降下火砕物を含む空気の流路となる外部事象防護対象施設</p> <p>降下火砕物を含む空気の流路となる施設については、直接降下火砕物の影響を受ける可能性があるため、降下火砕物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none">a. 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機（以下「非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）」という。）b. 非常用換気空調系（外気取入口）<ul style="list-style-type: none">・中央制御室換気空調系・計測制御電源室換気空調系・原子炉補機室換気空調系c. 非常用ガス処理系（屋外配管）d. 排気筒 <p>(4) 外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する外部事象防護対象施設</p> <p>屋内に設置している外部事象防護対象施設のうち、屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設については、降下火砕物の影響を受ける可能性があるため、降下火砕物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none">a. 計測制御用電源設備（無停電電源装置）b. 非常用所内電気設備（所内低圧系統）	<p>設備構成の差異 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備構成の差異 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）</p> <p>設備構成の差異 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.2 外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設</p> <p>外部事象防護対象施設等に影響を及ぼす可能性のある外部事象防護対象施設以外の施設を、降下火砕物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備排気消音器及び排気管（以下「非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管」という。）</p> <p>(2) 海水取水設備（除塵装置）</p> <p>3.3 重大事故等対処設備</p> <p>(1) 屋外に設置している重大事故等対処設備</p> <p>屋外に設置している重大事故等対処設備は、直接降下火砕物と接触するため、降下火砕物の影響を考慮する施設として選定する。</p> <p>具体的な重大事故等対処設備については、添付書類「VI-1-1-2-別添1 屋外に設置されている重大事故等対処設備の抽出」に示す。</p> <p>3.4 降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋*</p> <p>屋内に設置している降下火砕物より防護すべき施設（外部事象防護対象施設及び重大事故等対処設備）は、建屋にて防護されており直接降下火砕物とは接触しないため、降下火砕物より防護すべき施設の代わりに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋を、降下火砕物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>(1) 原子炉建屋（非常用ディーゼル発電設備他を内包する建屋）</p> <p>(2) タービン建屋（気体廃棄物処理系の隔離弁他を内包する建屋）</p> <p>(3) 制御建屋（中央制御室を内包する建屋）</p> <p>注記 *：原子炉建屋は、屋外に設置している外部事象防護対象施設としても選定する。緊急時対策所建屋については、緊急時対策所遮蔽を屋外に設置している重大事故等対処設備として選定する。</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備構成の差異 (設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違)</p> <p>設備名称の相違 設備構成の差異 (設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違)</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.5 間接的影響を考慮する施設</p> <p>想定する降下火砕物に対し、発電用原子炉及び使用済燃料プールの安全性に間接的に影響を与える可能性がある非常用電源設備を、降下火砕物の影響を考慮する施設として、以下のとおり選定する。</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>(2) 軽油タンク</p> <p>(3) 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ（以下「非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）燃料移送ポンプ」という。）</p>	<p>設計方針の相違 （女川は火山に対する防護対策施設がないことの相違）</p> <p>設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-1-1-2-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針	資料番号の相違 （以下、同様の差異は記載を省略する）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p style="text-align: center;">目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 設計の基本方針 3. 施設分類 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 降下火砕物の影響を考慮する施設と影響因子との関連 3.2 影響因子を考慮した施設分類 4. 要求機能及び性能目標 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 構造物への荷重を考慮する施設 4.2 水循環系の閉塞を考慮する施設 4.3 換気系、電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 4.4 水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における摩耗を考慮する施設 4.5 構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 4.6 発電所周辺の大気汚染を考慮する施設 4.7 絶縁低下を考慮する施設 4.8 間接的影響を考慮する施設 5. 機能設計 <ol style="list-style-type: none"> 5.1 構造物への荷重を考慮する施設 5.2 水循環系の閉塞を考慮する施設 5.3 換気系、電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設 5.4 水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における摩耗を考慮する施設 5.5 構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 5.6 発電所周辺の大気汚染を考慮する施設 5.7 絶縁低下を考慮する施設 5.8 間接的影響を考慮する施設 	

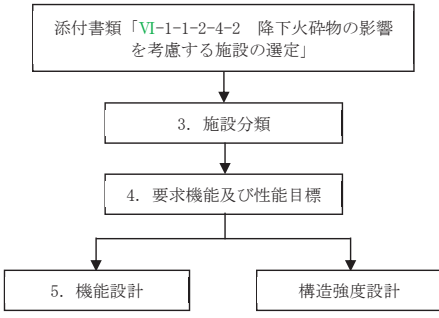
赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、添付書類「VI-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針」に示す降下火砕物の影響に対する設計方針を踏まえて、降下火砕物の影響を考慮する施設の影響因子との組合せ、施設分類、要求機能及び性能目標を明確にし、各施設分類の機能設計に関する設計方針について説明するものである。</p> <p>2. 設計の基本方針</p> <p>発電所に影響を与える可能性がある火山事象の発生により、添付書類「VI-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針」にて設定している降下火砕物より防護すべき施設がその安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないようにするため、降下火砕物の影響を考慮する施設の設計を行う。降下火砕物の影響を考慮する施設は、添付書類「VI-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針」にて設定している降下火砕物に対して、その機能が維持できる設計とする。</p> <p>降下火砕物の影響を考慮する施設の設計に当たっては、添付書類「VI-1-1-2-4-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」にて選定している施設を踏まえて、影響因子ごとに施設を分類する。その施設分類及び添付書類「VI-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針」にて設定している火山防護設計の目的を踏まえて、施設分類ごとに要求機能を整理するとともに、施設ごとに機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を定める。</p> <p>降下火砕物の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するため、施設分類ごとに各機能の設計方針を示す。</p> <p>なお、降下火砕物の影響を考慮する施設が構造強度設計上の性能目標を達成するための構造強度の設計方針等については、添付書類「VI-3-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算書の方針」に示し、強度計算の方法及び結果については、添付書類「VI-3-別添2-1-1 原子炉補機冷却海水ポンプの強度計算書」から添付書類「VI-3-別添2-1-4 鋼製ハッチの強度計算書」に示す。</p> <p>降下火砕物の影響を考慮する施設の設計フローを図2-1に示す。</p>	<p>資料構成の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 [黄色]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 <p>注：フロー中の番号は本資料での記載事項の章を示す。なお、構造強度設計については、添付書類「VI-3-別添2 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書」に示す。</p> <p>図2-1 施設の設計フロー</p> <p>3. 施設分類</p> <p>添付書類「VI-1-1-2-4-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定」で抽出した降下火砕物の影響を考慮する各施設において、考慮する直接的影響因子が異なることから、降下火砕物の影響を考慮する施設と影響因子との関連について整理した上で、直接的影響及び間接的影響に対する各施設分類を以下に示す。</p> <p>3.1 降下火砕物の影響を考慮する施設と影響因子との関連</p> <p>設計に考慮すべき直接的影響因子については、降下火砕物の特徴から以下のものが考えられる。</p> <p>降下火砕物はマグマ噴出時に粉碎，急冷したガラス片，鉱物結晶片からなる粒子であり，堆積による構造物への荷重並びに施設への取り込みによる閉塞及び摩耗が考えられる。また，降下火砕物には亜硫酸ガス，硫化水素及びフッ化水素等の火山ガス成分が付着しているため，施設への接触による腐食及び施設への取り込みによる大気汚染が考えられる。さらに，降下火砕物は水に濡れると酸性を呈し導電性を生じるため，絶縁低下が考えられる。</p> <p>これらの直接的影響因子を踏まえ，間接的影響を考慮する施設以外の降下火砕物の影響を考慮する施設の形状，機能に応じて，影響因子を設定す</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>る。</p> <p>外部事象防護対象施設、外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する建屋については、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合には荷重による影響を考慮するため、構造物への荷重を影響因子として設定する。</p> <p>外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる水循環系の施設については、閉塞による影響を考慮するため、水循環系の閉塞を影響因子として設定する。</p> <p>外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む空気の流れとなる換気系、電気系及び計測制御系の施設については、閉塞による影響を考慮するため、換気系、電気系及び計測制御系における閉塞を影響因子として設定する。</p> <p>外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる水循環系の施設、空気を取り込みかつ摺動部を有する換気系、電気系及び計測制御系の施設については、摩耗による影響を考慮するため、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における摩耗を影響因子として設定する。</p> <p>外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち屋外に設置している施設、降下火砕物を含む海水の流路となる水循環系の施設、降下火砕物を含む空気の流れとなる換気系、電気系及び計測制御系の施設並びに外部事象防護対象施設を内包する建屋については、腐食による影響を考慮するため、構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食を影響因子として設定する。</p> <p>中央制御室については、大気汚染による影響を考慮するため、発電所周辺の大気汚染を影響因子として設定する。</p> <p>外部事象防護対象施設のうち空気を取り込む機構を有する計測制御用電源設備（無停電源装置）及び非常用所内電気設備（所内低圧系統）については、絶縁低下による影響を考慮するため、絶縁低下を影響因子として設定する。</p> <p>設定した影響因子と間接的影響を考慮する施設以外の降下火砕物の影響を考慮する施設との組合せを整理する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>（女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違）</p> <p>設計方針の相違</p> <p>（女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違）</p> <p>設備構成の相違</p> <p>（設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>降下火砕物の影響を考慮する施設（屋外の重大事故等対処設備及び間接的影響を考慮する施設を除く。）の特性を踏まえて必要な設計項目を選定した結果を表3-1に示す。</p> <p>その結果を踏まえ、間接的影響を考慮する施設を含めた施設の分類を「3.2 影響因子を考慮した施設分類」に示す。</p> <p>屋外に設置又は保管している重大事故等対処設備については、火山事象が重大事故等の起因とならないこと及び重大事故等時に火山事象が発生することは考えにくいと見做し、設備を使用していない保管時を考慮することとし、閉塞、摩耗、大気汚染及び絶縁低下については降下火砕物の影響を受けず、荷重、腐食については保安規定に降下火砕物を適宜除去することを定め、管理することで、降下火砕物の影響を受けない設計とする。</p> <p>3.2 影響因子を考慮した施設分類</p> <p>降下火砕物により直接的影響を考慮する施設及び間接的影響を考慮する施設に対する各施設の分類を以下のとおりとする。</p> <p>(1) 構造物への荷重を考慮する施設</p> <ul style="list-style-type: none">a. 原子炉補機冷却海水ポンプb. 高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプc. 高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレナd. 復水貯蔵タンクe. 軽油タンク室f. 軽油タンク室（H）g. 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設	<p>設備構成の相違 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）</p> <p>記載表現の相違 設備構成の相違 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「(1) 構造物への荷重を考慮する施設」の項目内で以下同様）</p> <p>設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 [黄色]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>備を含む。) 排気消音器及び排気管</p> <p>h. 原子炉建屋</p> <p>i. タービン建屋</p> <p>j. 制御建屋</p> <p>(2) 水循環系の閉塞を考慮する施設</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>b. 原子炉補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>c. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</p> <p>d. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>e. 海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換器，高圧炉心スプレィ補機冷却海水系熱交換器）</p> <p>f. 海水取水設備（除塵装置）</p> <p>(3) 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>b. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</p> <p>c. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>d. 非常用換気空調系（外気取入口）</p> <p>e. 非常用ガス処理系（屋外配管）</p> <p>f. 排気筒</p> <p>(4) 水循環系，換気系，電気系及び計測制御系の摩耗を考慮する施設</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>b. 原子炉補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>c. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</p> <p>d. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ</p>	<p>設備構成の相違 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「(2) 水循環系の閉塞を考慮する施設」の項目内で以下同様）</p> <p>設備構成の相違 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「(3) 換気系，電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」の項目内で以下同様）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「(4) 水循環系，換気系，電気系及び計測制御系</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>e. 海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換器，高圧炉心スプレ イ補機冷却海水系熱交換器）</p> <p>f. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を 含む。）</p> <p>g. 海水取水設備（除塵装置）</p> <p>(5) 構造物，水循環系，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮 する施設</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>b. 原子炉補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>c. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</p> <p>d. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>e. 海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換機，高圧炉心スプレ イ補機冷却海水系熱交換器）</p> <p>f. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を 含む。）</p> <p>g. 非常用換気空調系（外気取入口）</p> <p>h. 非常用ガス処理系（屋外配管）</p> <p>i. 排気筒</p> <p>j. 計測制御用電源設備（無停電源装置）</p> <p>k. 非常用所内電気設備（所内低圧系統）</p> <p>l. 復水貯蔵タンク</p> <p>m. 軽油タンク室</p> <p>n. 軽油タンク室（H）</p> <p>o. 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設 備を含む。）排気消音器及び排気管</p>	<p>の摩耗を考慮する施設」の 項目内で以下同様）</p> <p>設備構成の相違 （設置変更許可で説明して いる降下火砕物の影響を考 慮する施設の選定結果の相 違）（「(5) 構造物，水循環 系，換気系，電気系及び計 測制御系における腐食を考 慮する施設」の項目内で以 下同様）</p> <p>設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>p. 海水取水設備（除塵装置）</p> <p>q. 原子炉建屋</p> <p>r. タービン建屋</p> <p>s. 制御建屋</p> <p>(6) 発電所周辺の大気汚染を考慮する施設</p> <p>a. 非常用換気空調系（中央制御室換気空調系）</p> <p>(7) 絶縁低下を考慮する施設</p> <p>a. 計測制御用電源設備（無停電電源装置）</p> <p>b. 非常用所内電気設備（所内低圧系統）</p> <p>(8) 間接的影響を考慮する施設</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>b. 軽油タンク</p> <p>c. 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）燃料移送ポンプ</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																																																						
		<table border="1"> <caption>表3-1 降下火砕物の影響を考慮する施設（屋外の重大事故等対処設備及び間接的影響を考慮する施設を除く。）と影響因子の組合せ(1/2)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">影響因子</th> <th colspan="6">直接的影響の要因</th> <th rowspan="2">結核低下</th> </tr> <tr> <th>構造物への荷重</th> <th>水循環系の閉塞</th> <th>換気系、電気系及び計測制御系における閉塞</th> <th>水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における電圧降下</th> <th>構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食</th> <th>発電所周辺の放射線汚染</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降下火砕物の影響を考慮する施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ (電動機)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>① ②</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系ストレーナ</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>②</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>① ②</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>②</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>① ②</td> </tr> <tr> <td>海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換機、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系熱交換機）</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>②</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>① ②</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</td> <td>-</td> <td>②</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>① ②</td> </tr> <tr> <td>非常用換気空調系（外気取入口）[中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系]</td> <td>-</td> <td>①</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>① ②</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別評価を実施：○ 影響因子に対する個別評価不要：- 個別評価を実施しない理由：① 設置の影響を受けにくい構造 ② 影響因子と直接関連しない</p>	影響因子	直接的影響の要因						結核低下	構造物への荷重	水循環系の閉塞	換気系、電気系及び計測制御系における閉塞	水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における電圧降下	構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食	発電所周辺の放射線汚染	降下火砕物の影響を考慮する施設								原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	○	○	○ (電動機)	○	○	○	① ②	原子炉補機冷却海水系ストレーナ	-	○	②	○	○	○	① ②	高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ	○	○	②	○	○	○	① ②	海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換機、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系熱交換機）	-	○	②	○	○	○	① ②	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）	-	②	○	○	○	○	① ②	非常用換気空調系（外気取入口）[中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系]	-	①	○	○	○	○	① ②	<p>設備構成の相違 (設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果及び設備名称の相違) (表 3-1 2/2 も同様)</p>
影響因子	直接的影響の要因						結核低下																																																																		
	構造物への荷重	水循環系の閉塞	換気系、電気系及び計測制御系における閉塞	水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における電圧降下	構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食	発電所周辺の放射線汚染																																																																			
降下火砕物の影響を考慮する施設																																																																									
原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	○	○	○ (電動機)	○	○	○	① ②																																																																		
原子炉補機冷却海水系ストレーナ	-	○	②	○	○	○	① ②																																																																		
高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ	○	○	②	○	○	○	① ②																																																																		
海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換機、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系熱交換機）	-	○	②	○	○	○	① ②																																																																		
非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）	-	②	○	○	○	○	① ②																																																																		
非常用換気空調系（外気取入口）[中央制御室換気空調系、原子炉補機室換気空調系、計測制御電源室換気空調系]	-	①	○	○	○	○	① ②																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

表2-1 降下火砕物の影響を考慮する施設（屋外の重大事故等対応設備及び間接的影響を考慮する施設を除く。）と影響因子の組合せ(2/2)

影響因子	直接的影響の要因					絶縁低下
	構造物への荷重	水循環系の閉塞	換気系、電気系、計測制御系及び計測制御系における閉塞	水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における閉塞	構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における閉塞	
降下火砕物の影響を考慮する施設	○	○	○	○	○	○
非常用ガス処理系（屋外配管）	①	○	○	○	○	○
排気筒	○	○	○	○	○	○
計測制御用電源設備（無体電機装置）、非常用所内電機設備（所内低圧系統）	○	○	○	○	○	○
復水貯蔵タンク	○	○	○	○	○	○
軽油タンク室、軽油タンク	○	○	○	○	○	○
非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレッドディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管	○	○	○	○	○	○
海水取水設備（除塵装置）	○	○	○	○	○	○
原子炉機器、タービン機器、制御機器	○	○	○	○	○	○

個別評価を実施：○
 影響因子に対する個別評価を実施：○
 影響因子に対する個別評価不要：○
 個別評価を実施しない理由：①荷重の影響を受けにくい構造
 ②影響因子と直接関連しない

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4. 要求機能及び性能目標</p> <p>火山事象の発生に伴い、外部事象防護対象施設の安全機能を損なうおそれがないよう、また、設計基準事故対処設備等の安全機能と同時に重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう火山防護設計を行う施設を「3. 施設分類」において、構造物への荷重を考慮する施設、水循環系の閉塞を考慮する施設、換気系、電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における摩耗を考慮する施設、構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設、発電所周辺の大気汚染を考慮する施設、絶縁低下を考慮する施設並びに間接的影響を考慮する施設に分類している。これらを踏まえ、施設分類ごとに要求機能を整理するとともに、機能設計上の性能目標及び構造強度設計上の性能目標を設定する。</p> <p>4.1 構造物への荷重を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p> <p>設備及び建屋に分類する。</p> <p>a. 設備</p> <p>(a) 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>(b) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</p> <p>(c) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>(d) 復水貯蔵タンク</p> <p>(e) 軽油タンク室</p> <p>(f) 軽油タンク室 (H)</p> <p>(g) 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管</p> <p>b. 建屋</p> <p>(a) 原子炉建屋</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>（技術基準規則第54条で要求されている共通要因としての自然現象及び人為事象に対する適合性を示すため、共通要因によって重大事故防止設備が「設計基準事故対処設備等と同時に」必要な機能を損なわないことの記載を明確にしている）</p> <p>設計方針の相違</p> <p>（女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違）</p> <p>設備構成の相違</p> <p>（設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「(1) 施設」の項目内で以下同様）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(b) タービン建屋</p> <p>(c) 制御建屋</p> <p>(2) 要求機能</p> <p>a. 設備 構造物への荷重を考慮する施設のうち設備は、想定する降下火砕物による荷重に対し、積雪及び風（台風）の荷重を考慮した場合においても、その安全機能を損なうおそれがないことが要求される。</p> <p>b. 建屋 構造物への荷重を考慮する施設のうち建屋は、想定する降下火砕物による荷重に対し、積雪及び風（台風）の荷重を考慮した場合においても、降下火砕物より防護すべき施設が要求される機能を損なうおそれがないよう、建屋に内包する降下火砕物より防護すべき施設に降下火砕物による荷重が作用することを防止することが要求される。また、原子炉建屋については、上記に加え、放射性物質の閉じ込め機能及び放射線の遮蔽機能に影響を与えないことが要求される。</p> <p>(3) 性能目標</p> <p>a. 設備</p> <p>(a) 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。 原子炉補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、降下火砕物堆積時の機能維持を考慮し</p>	<p>設計方針の相違 （女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設計方針の相違 （女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違）</p> <p>設備構成の相違 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「a. 設備」の項目内で以下同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>て、海水ポンプ室床面のコンクリート基礎に基礎ボルトで固定し、 原子炉補機冷却海水ポンプの主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>(b) 高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、高圧炉心スプレー補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。 高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、降下火砕物堆積時の機能維持を考慮して、海水ポンプ室床面のコンクリート基礎に基礎ボルトで固定し、高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプの主要な構造部材が構造健全性を維持する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>(c) 高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナ 高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、高圧炉心スプレー補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。 高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、降下火砕物堆積時の機能維持を考慮して、高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナの主要な構造部材が構造健全性を維持する設計又は堆積しにくい形状とする</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>ことを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(d) 復水貯蔵タンク</p> <p>復水貯蔵タンクは、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、炉心冷却のための水源を保有することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>復水貯蔵タンクは、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、復水貯蔵タンクエリアに設けたコンクリート基礎に基礎ボルトで固定し、主要な構造部材が炉心冷却のため水源を保有する機能を保持可能な構造強度を有することを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>(e) 軽油タンク室</p> <p>軽油タンク室は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、タンク室が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、タンク室によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>軽油タンク室は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、降下火砕物堆積時の機能維持を考慮して、部材又はタンク室全体として構造健全性を維持する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>(f) 軽油タンク室（H）</p> <p>軽油タンク室（H）は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、タンク室が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、タンク室によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>軽油タンク室（H）は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、降下火砕物堆積時の機能維持を考慮して、部材又はタンク室全体として構造健全性を維持する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>(g) 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管</p> <p>非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管は、想定する降下火砕物、積雪及び</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>風（台風）による荷重に対し、ディーゼル発電機の排気機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、降下火砕物堆積時の機能維持を考慮して、非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管の主要な構造部材が構造健全性を維持する設計又は堆積しにくい形状とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>b. 建屋</p> <p>(a) 原子炉建屋</p> <p>原子炉建屋は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、放射性物質の閉じ込め機能及び放射線の遮蔽機能並びに建屋が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、建屋によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>原子炉建屋は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、降下火砕物堆積時の機能維持を考慮して、部材又は建屋全体として構造健全性を維持する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>(b) タービン建屋</p> <p>タービン建屋は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、建屋が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、建屋によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>タービン建屋は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、降下火砕物堆積時の機能維持を考慮して、部材又は建屋</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載方針の相違 (女川は、原子炉建屋として記載)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>全体として構造健全性を維持する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>(c) 制御建屋</p> <p>制御建屋は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、建屋が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、建屋によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>制御建屋は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、降下火砕物堆積時の機能維持を考慮して、部材又は建屋全体として構造健全性を維持する設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備構成の相違 (設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違)</p> <p>設備構成の相違 (設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違)</p> <p>設計方針の相違 (女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4.2 水循環系の閉塞を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>b. 原子炉補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>c. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</p> <p>d. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>e. 海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換器、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系熱交換器）</p> <p>f. 海水取水設備（除塵装置）</p> <p>(2) 要求機能</p> <p>水循環系の閉塞を考慮する施設は、想定する降下火砕物に対し、その安全機能を損なうおそれがないことが要求される。</p> <p>(3) 性能目標</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物による閉塞に対</p>	<p>設備構成の相違 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「4.2 水循環系の閉塞を考慮する施設」の項目内で以下同様）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>b. 原子炉補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>原子炉補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>c. 高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ</p> <p>高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、高圧炉心スプレー補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>d. 高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、高圧炉心スプレー補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>e. 海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換器、高圧炉心スプレー補機冷却海水系熱交換器）</p> <p>海水系下流設備は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、原子炉補機冷却水系負荷及び高圧炉心スプレー補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の目標とする。</p> <p>f. 海水取水設備（除塵装置）</p> <p>海水取水設備（除塵装置）は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプに通水する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 [黄色]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>る。</p> <p>4.3 換気系、電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</p> <p>c. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>d. 非常用換気空調系（外気取入口）</p> <p>e. 非常用ガス処理系（屋外配管）</p> <p>f. 排気筒</p> <p>(2) 要求機能</p> <p>換気系、電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設は、想定する降下火砕物に対し、その安全機能を損なうおそれがないことが要求される。</p> <p>(3) 性能目標</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ（電動機）は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（電動機）は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、高圧炉心スプレイ補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>（設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「換気系、電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設」の項目内で以下同様）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>c. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、流路への降下火砕物の侵入を低減させることにより、非常用高圧母線へ給電する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>d. 非常用換気空調系（外気取入口）</p> <p>非常用換気空調系（外気取入口）は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、流路への降下火砕物の侵入を低減させることにより、各部屋を換気又は空調管理することで機器の運転に必要な温度条件の維持、居住性の維持及び被ばく低減を図る機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>e. 非常用ガス処理系（屋外配管）</p> <p>非常用ガス処理系（屋外配管）は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物が侵入した場合でも閉塞への影響を低減させることにより、事故時に放射性物質を除去した気体を屋外に排気する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>f. 排気筒</p> <p>排気筒は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物が侵入した場合でも閉塞への影響を低減させることにより、建屋内の空気を大気に排気する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>記載箇所の相違 （東二はg項に記載）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違 （東二はf項に記載）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載箇所の相違 （女川はe項に記載）</p> <p>記載箇所の相違 （女川はd項に記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4.4 水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における摩耗を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p> <ul style="list-style-type: none">a. 原子炉補機冷却海水ポンプb. 原子炉補機冷却海水系ストレーナc. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプd. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナe. 海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換器、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系熱交換器）f. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）g. 海水取水設備（除塵装置） <p>(2) 要求機能</p> <p>水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における摩耗を考慮する施設は、想定する降下火砕物に対し、その安全機能を損なうおそれがないことが要求される。</p> <p>(3) 性能目標</p>	<p>設備構成の相違 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における摩耗を考慮する施設」の項目内で以下同様）</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物による摩耗に対し、降下火砕物の摺動部への侵入を低減させること及び運用により、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>b. 原子炉補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>原子炉補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物による摩耗に対し、運用により、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>c. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物による摩耗に対し、降下火砕物の摺動部への侵入を低減させること及び運用により、高圧炉心スプレイ補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>d. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物による摩耗に対し、運用により、高圧炉心スプレイ補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載箇所の相違 (女川はf項に記載)</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>e. 海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換器，高圧炉心スプレ イ補機冷却海水系熱交換器）</p> <p>海水系下流設備は，想定する降下火砕物による摩耗に対し，運用に より，原子炉補機冷却水系負荷及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系負 荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>f. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を 含む。）</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を 含む。）は，想定する降下火砕物による閉塞に対し，降下火砕物の摺 動部への侵入を低減させること，降下火砕物を考慮して摺動部に耐摩 耗性をもたせること及び運用により，非常用高圧母線へ給電する機能 を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>g. 海水取水設備（除塵装置）</p> <p>海水取水設備（除塵装置）は，想定する降下火砕物による摩耗に対 し，運用により，原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補 機冷却海水ポンプに通水する機能を維持することを機能設計上の性能 目標とする。</p> <p>4.5 構造物，水循環系，換気系，電気系及び計測制御系における腐食を考慮す る施設</p> <p>(1) 施設</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>b. 原子炉補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>c. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>記載箇所の相違 （東二はe項に記載）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違 （設置変更許可で説明して いる降下火砕物の影響を考</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>d. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>e. 海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換機、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系熱交換器）</p> <p>f. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>g. 非常用換気空調系（外気取入口）</p> <p>h. 非常用ガス処理系（屋外配管）</p> <p>i. 排気筒</p> <p>j. 計測制御用電源設備（無停電電源装置）</p> <p>k. 非常用所内電気設備（所内低圧系統）</p> <p>l. 復水貯蔵タンク</p> <p>m. 軽油タンク室</p> <p>n. 軽油タンク室（H）</p> <p>o. 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管</p> <p>p. 海水取水設備（除塵装置）</p> <p>q. 原子炉建屋</p> <p>r. タービン建屋</p> <p>s. 制御建屋</p>	<p>慮する施設の選定結果の相違）（「構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」の項目内で以下同様）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設計方針の相違 （女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

2020年12月15日

02-工-B-17-0008_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(2) 要求機能 構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設は、想定する降下火砕物に対し、その安全機能を損なうおそれがないことが要求される。</p> <p>(3) 性能目標</p>	<p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装■により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>b. 原子炉補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>原子炉補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装■により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>c. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</p> <p>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装■により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、高圧炉心スプレィ補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>d. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>記載表現の相違 （降下火砕物に対する腐食対策として、塗装のほか「ライニング」を含む記載としている）（以下同様）</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>物による腐食に対し、塗装等により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、高圧炉心スプレイ補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>e. 海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換器、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系熱交換器）</p> <p>海水系下流設備は、想定する降下火砕物による腐食に対し、降下火砕物を考慮して施設に耐食性を持たせること及び運用により、原子炉補機冷却水系負荷及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持することを機能設計上の目標とする。</p> <p>f. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、降下火砕物を考</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載箇所の相違 （女川はf項に記載）</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載箇所の相違 （東二はg項に記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>慮して施設に耐食性を持たせること及び運用により、非常用高圧母線へ給電する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>g. 非常用換気空調系（外気取入口） 非常用換気空調系（外気取入口）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、流路への降下火砕物の侵入を低減させること、降下火砕物を考慮して施設に耐食性を持たせること、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、各部屋を換気又は空調管理することで機器の運転に必要な温度条件の維持、居住性の維持及び被ばく低減を図る機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>h. 非常用ガス処理系（屋外配管） 非常用ガス処理系（屋外配管）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、事故時に放射性物質を除去した気体を屋外に排気する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>i. 排気筒 排気筒は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、建屋内の空気を大気に排気する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>j. 計測制御用電源設備（無停電源装置） 計測制御用電源設備（無停電源装置）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、盤内への降下火砕物の侵入を低減させることにより、発電用原子炉施設の異常状態を検知し、必要な場合、原子炉停止系等を作動させる機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>k. 非常用所内電気設備（所内低圧系統） 非常用所内電気設備（所内低圧系統）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、盤内への降下火砕物の侵入を低減させることにより、工</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>記載箇所及び設備名称の相違（東二はo項に記載） 設計方針の相違</p> <p>記載箇所の相違（東二はk項に記載）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載箇所の相違（女川はh項に記載）</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備への給電機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>1. 復水貯蔵タンク</p> <p>復水貯蔵タンクは、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、炉心冷却のための水源を保有する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>m. 軽油タンク室</p> <p>軽油タンク室は、想定する降下火砕物による腐食に対し、頂版がコンクリート構造物であること、ハッチ部の塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、内包する防護すべき施設に降下火砕物を接触させない機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>n. 軽油タンク室（H）</p> <p>軽油タンク室（H）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、頂版がコンクリート構造物であること、ハッチ部の塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、内包する防護すべき施設に降下火砕物を接触させない機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>o. 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管</p> <p>非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、ディーゼル発電機の排気機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>p. 海水取水設備（除塵装置）</p> <p>海水取水設備（除塵装置）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプに通水する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称及び記載箇所の相違 (女川はg項に記載)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>q. 原子炉建屋</p> <p>原子炉建屋は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、放射性物質の閉じ込め機能及び放射線の遮蔽機能並びに建屋が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、建屋によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を接触させない機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>r. タービン建屋</p> <p>タービン建屋は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、建屋が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、建屋によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を接触させない機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>s. 制御建屋</p> <p>制御建屋は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、建屋が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、建屋によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を接触させない機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>記載方針の相違 (女川は、原子炉建屋として記載)</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4.6 発電所周辺の大気汚染を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p> <p>a. 非常用換気空調系（中央制御室換気空調系）</p> <p>(2) 要求機能</p> <p>発電所周辺の大気汚染を考慮する施設は、想定する降下火砕物に対し、その安全機能を損なうおそれがないことが要求される。</p> <p>(3) 性能目標</p> <p>a. 非常用換気空調系（中央制御室換気空調系）</p> <p>非常用換気空調系のうち中央制御室換気空調系は、想定する降下火砕物による大気汚染に対し、中央制御室への降下火砕物の侵入を低減させることにより、中央制御室を換気又は空調管理することで居住性の維持を図る機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>4.7 絶縁低下を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p> <p>a. 計測制御用電源設備（無停電電源装置）</p> <p>b. 非常用所内電気設備（所内低圧系統）</p> <p>(2) 要求機能</p> <p>絶縁低下を考慮する施設は、想定する降下火砕物に対し、その安全機能を損なうおそれがないことが要求される。</p>	<p>設計方針の相違</p> <p>（女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>（大気汚染に関する性能目標を記載）</p> <p>設備構成の相違</p> <p>（設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「4.7 絶縁低下を考慮する施設」の項目内で以下同様）</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 [黄色]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(3) 性能目標</p> <p>a. 計測制御用電源設備（無停電電源装置） 計測制御用電源設備（無停電電源装置）は、想定する降下火砕物による絶縁低下に対し、盤内への降下火砕物の侵入を低減させることにより、発電用原子炉施設の異常状態を検知し、必要な場合、原子炉停止系等を作動させる機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>b. 非常用所内電気設備（所内低圧系統） 非常用所内電気設備（所内低圧系統）は、想定する降下火砕物による絶縁低下に対し、盤内への降下火砕物の侵入を低減させることにより、工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備への給電機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>4.8 間接的影響を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>b. 軽油タンク</p> <p>c. 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）燃料移送ポンプ</p> <p>(2) 要求機能 間接的影響を考慮する施設は、想定する降下火砕物に対し、発電用原子炉の停止並びに停止後の発電用原子炉及び使用済燃料プールの安全性を損なうおそれがないことが要求される。</p> <p>(3) 性能目標</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、想定する降下火砕物による間接的影響に対し、降下火砕物の影響を受けない配置にすることにより、非常用高圧母線へ7日間の電源供給が継続できるよう給電する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>b. 軽油タンク 軽油タンクは、想定する降下火砕物による間接的影響に対し、降下火砕物の影響を受けない配置にすることにより、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）へ7日間の燃料供給が継続できるよう燃料を保有する機能を維持することを機能設計</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>上の性能目標とする。</p> <p>c. 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）燃料移送ポンプ 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）燃料移送ポンプは、想定する降下火砕物による間接的影響に対し、降下火砕物の影響を受けない配置にすることにより、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）へ7日間の燃料供給が継続できるよう燃料を移送する機能を維持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>5. 機能設計 添付書類「VI-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針」で設定している降下火砕物特性に対し、「4. 要求機能及び性能目標」で設定している降下火砕物の影響を考慮する施設の機能設計上の性能目標を達成するために、各施設の機能設計の方針を定める。</p> <p>5.1 構造物への荷重を考慮する施設 (1) 施設 a. 設備</p> <p>(a) 原子炉補機冷却海水ポンプの設計方針 原子炉補機冷却海水ポンプは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.1(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。 原子炉補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、冷却水として海水を取水し、原子炉補機冷却水系統の各設備に送水する機能を維持する設計とする。</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「構造物への荷重を考慮する施設」の項目内で以下同様） 設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(b) 高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプの設計方針</p> <p>高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.1(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、高圧炉心スプレー補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、冷却水として海水を取水し、高圧炉心スプレー補機冷却海水系統の各設備に送水する機能を維持する設計とする。</p> <p>(c) 高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナ設計方針</p> <p>高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.1(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、高圧炉心スプレー補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、海水中の固形物を除去する機能を維持する設計とする。</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 [黄色]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設備構成の相違
			設備構成の相違
		(d) 復水貯蔵タンクの設計方針 復水貯蔵タンクは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.1(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。 復水貯蔵タンクは、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、炉心冷却のための水源を保有する設計とする。	設備構成の相違
		(e) 軽油タンク室の設計方針 軽油タンク室は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.1(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。 軽油タンク室は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、タンク室が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、タンク室によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする。	設備構成の相違
		(f) 軽油タンク室（H）の設計方針 軽油タンク室（H）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.1(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するため	設備構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>に、以下の設計方針とする。</p> <p>軽油タンク室（H）は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、タンク室が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、タンク室によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする。</p> <p>(g) 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管の設計方針</p> <p>非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.1(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、ディーゼル発電機の排気機能を維持する設計とする。</p> <p>(2) 建屋</p> <p>a. 原子炉建屋の設計方針</p> <p>原子炉建屋は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.1(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>原子炉建屋は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、放射性物質の閉じ込め機能及び放射線の遮蔽機能並びに建屋が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、建屋によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする。</p> <p>b. タービン建屋の設計方針</p> <p>タービン建屋は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.1(3) 性能</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載方針の相違 （女川は原子炉建屋として記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>タービン建屋は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、建屋が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、建屋によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする。</p> <p>c. 制御建屋の設計方針</p> <p>制御建屋は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.1(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>制御建屋は、想定する降下火砕物、積雪及び風（台風）による荷重に対し、建屋が降下火砕物により防護すべき施設を内包し、建屋によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を堆積させない機能を維持する設計とする。</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設計方針の相違 (女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>5.2 水循環系の閉塞を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプの設計方針</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.2(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、原子炉補機冷却海水ポンプ狭隘部を降下火砕物の粒径より大きくすることで閉塞しない設計とする。</p> <p>b. 原子炉補機冷却海水系ストレーナの設計方針</p> <p>原子炉補機冷却海水系ストレーナは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.2(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>原子炉補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、原子炉補機冷却海水系ストレーナのメッシュサイズを降下火砕物の粒径より大きくすることで閉塞しない設計とする。</p> <p>c. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの設計方針</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.2(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>（設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「5.2 水循環系の閉塞を考慮する施設」の項目内で以下同様）</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、高圧炉心スプレィ補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ狭隘部を降下火砕物の粒径より大きくすることで閉塞しない設計とする。</p> <p>d. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナの設計方針</p> <p>高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.2(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、高圧炉心スプレィ補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナのメッシュサイズを降下火砕物の粒径より大きくすることで閉塞しない設計とする。</p> <p>e. 海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換器、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系熱交換器）の設計方針</p> <p>海水系下流設備は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.2(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>海水系下流設備は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、原子炉補機冷却水系負荷及び高圧炉心スプレィ補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、設備の伝熱管内径を降下火砕物の粒径より大きくすることで閉塞しない設計とする。</p> <p>f. 海水取水設備（除塵装置）の設計方針</p> <p>海水取水設備（除塵装置）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.2(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>海水取水設備（除塵装置）は、想定する降下火砕物による閉塞に対</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>し、降下火砕物の粒径を考慮して閉塞しない流路幅を確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプに通水する機能を維持するため、除塵装置のメッシュサイズを降下火砕物の粒径より大きくすることで閉塞しない設計とする。</p> <p>5.3 換気系、電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプの設計方針</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.3(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプの電動機は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮した閉塞しない流路幅の確保及び降下火砕物が侵入し難い構造とすることにより、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、電動機を冷却する空気冷却用冷却管の内径を降下火砕物の粒径より大きくすること及び冷却空気取</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違 (設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違) (5.3 換気系、電気系及び計測制御系における閉塞を考慮する施設) の項目内で以下同様)</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>入口を下向きとすることで閉塞しない設計とする。</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの設計方針</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.3(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの電動機は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、降下火砕物の粒径を考慮した閉塞しない流路幅を確保する構造とすることにより、高圧炉心スプレイ補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、電動機を冷却する冷却流路を降下火砕物の粒径より大きくすることで閉塞しない設計とする。</p> <p>c. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設計方針</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.3(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、流路への降下火</p>	<p>設備構造の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構造の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>砕物の侵入を低減させることにより、非常用高圧母線へ給電する機能を維持するため、吸気口上流側の外気取入口にルーバを設置し下方から吸い込む構造とすること及び空気の流路にバグフィルタを設置することで閉塞しない設計とする。</p> <p>また、保安規定にバグフィルタの取替え及び清掃することを定め管理することで閉塞しない設計とする。</p> <p>d. 非常用換気空調系（外気取入口）の設計方針</p> <p>非常用換気空調系（外気取入口）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.3(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>非常用換気空調系（外気取入口）は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、流路への降下火砕物の侵入を低減させることにより、各部屋を換気又は空調管理することで機器の運転に必要な温度条件の維持、居住性の維持及びばく低減を図る機能を維持するため、非常用換気空調系の給気系外気取入口にバグフィルタを設置することで閉塞しない設計とする。</p> <p>また、保安規定にバグフィルタの取替え及び清掃すること並びに外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モードへ切換えることを定め管理することで閉塞しない設計とする。</p>	<p>設備構造の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称及び記載箇所の相違 (女川はf項に記載)</p> <p>設備構造の相違</p> <p>設備名称及び記載箇所の相違 (女川はe項に記載)</p> <p>設備構造の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称及び記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>e. 非常用ガス処理系（屋外配管）の設計方針</p> <p>非常用ガス処理系（屋外配管）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.3(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>非常用ガス処理系（屋外配管）は排気筒内に開放して設置されており、想定する降下火砕物による閉塞に対し、事故時に放射性物質を除去した気体を屋外に排気する機能を維持するため、排気筒の排気により降下火砕物を侵入し難くすることで閉塞しない設計とする。</p> <p>f. 排気筒の設計方針</p> <p>排気筒は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.3(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>排気筒は、想定する降下火砕物による閉塞に対し、建屋内の空気を大気に排気する機能を維持するため、排気筒の排気により降下火砕物を侵入し難くすることで閉塞しない設計とする。</p> <p>5.4 水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における摩耗を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p>	<p>設備名称及び記載箇所の相違 (東二はf項に記載)</p> <p>設備構造の相違</p> <p>設備名称及び記載箇所の相違 (東二はe項に記載)</p> <p>設備構造の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプの設計方針</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.4(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物の摩耗に対し、降下火砕物の摺動部への侵入を低減させること及び運用により、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、電動機を開口部がない全閉構造とすることで摩耗しにくい設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び必要に応じた補修を実施することを定め</p>	<p>設備構成の相違 (設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違)(「5.4 水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における摩耗を考慮する施設」の項目内で以下同様)</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>管理することで摩耗が進展しない設計とする。</p> <p>b. 原子炉補機冷却海水系ストレーナの設計方針</p> <p>原子炉補機冷却海水系ストレーナは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.4(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>原子炉補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物による摩耗に対し、運用により、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、保安規定に点検及び必要に応じた補修の実施を定め管理することで摩耗が進展しない設計とする。</p> <p>c. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの設計方針</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.4(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物の摩耗に対し、降下火砕物の摺動部への侵入を低減させること及び運用により、高圧炉心スプレイ補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、電動機を開口部がない全閉構造とすることで摩耗しにくい設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び必要に応じた補修を実施することを定め管理することで摩耗が進展しない設計とする。</p> <p>d. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナの設計方針</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.4(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物による摩耗に対し、運用により、高圧炉心スプレイ補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、保安規定に点検及び必要に応じた補修の実施を定め管理することで摩耗が進展しない設計とする。</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>e. 海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換器、高圧炉心スプレ イ補機冷却海水系熱交換器）の設計方針</p> <p>海水系下流設備は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.4(3) 性能 目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下 の設計方針とする。</p> <p>海水系下流設備は、想定する降下火砕物による摩耗に対し、運用に より、原子炉補機冷却水系負荷及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系負 荷を冷却する機能を維持するため、保安規定に点検及び必要に応じた 補修の実施を定め管理することで摩耗が進展しない設計とする。</p> <p>f. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を 含む。）の設計方針</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を 含む。）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.4(3) 性能目標」で 設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方 針とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を 含む。）は、想定する降下火砕物による摩耗に対し、降下火砕物の摺 動部への侵入を低減させること、降下火砕物を考慮して摺動部に耐摩 耗性を持たせること及び運用により、非常用高圧母線へ給電する機能 を維持するため、吸気口上流側の外気取入口にルーバを設置し下方か</p>	<p>(女川はf項に記載)</p> <p>記載表現の相違 設備構造の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載箇所の相違 (東二はe項に記載)</p> <p>設備構造の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>ら吸い込む構造とすること、空気の流路にバグフィルタを設置すること及び摺動部に摩擦しにくい材料を使用することで摩擦しにくい設計とする。</p> <p>また、保安規定にバグフィルタの取替え及び清掃並びに点検及び必要に応じた補修を実施することを定め管理することで摩擦が進展しない設計とする。</p> <p>g. 海水取水設備（除塵装置）の設計方針</p> <p>海水取水設備（除塵装置）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.4(3)性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>海水取水設備（除塵装置）は、想定する降下火砕物による摩擦に対し、運用により、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプに通水する機能を維持するため、保安規定に点検及び必要に応じた補修を実施することを定め管理することで摩擦が進展しない設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.5 構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設 (1) 施設	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプの設計方針</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、原子炉補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、外装の塗装及び海水と接触する部位の防汚塗装を実施すること並びに電動機を開</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>（設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「5.5 構造物、水循環系、換気系、電気系及び計測制御系における腐食を考慮する施設」の項目内で以</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>口部がない全閉構造とすることで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p> <p>b. 原子炉補機冷却海水系ストレーナの設計方針</p> <p>原子炉補機冷却海水系ストレーナは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>原子炉補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装等により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、原子炉補機冷却海水系負荷を冷却する機能を維持するため、原子炉補機冷却海水系ストレーナの海水と接触する部位の防汚塗装及びライニングを実施することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p> <p>c. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプの設計方針</p> <p>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプは、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装等により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、高圧炉心スプレィ補機冷却海水系負荷を冷却する機能を維持するため、外装の塗装及び海水と接触する部位の防汚塗装を実施すること並びに電動機を開口部がない全閉構造とすることで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p> <p>d. 高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナの設計方針</p> <p>高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p>	<p>下同様)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載表現の相違 (降下火砕物に対する腐食対策として、塗装のほか「ライニング」を含む記載としている) (以下同様)</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナは、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装等により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、高圧炉心スプレー補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナの外装の塗装、海水と接触する部位の防汚塗装及びライニングを実施することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>e. 海水系下流設備（原子炉補機冷却海水系熱交換器、高圧炉心スプレ イ補機冷却海水系熱交換器）の設計方針</p> <p>海水系下流設備は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>海水系下流設備は、想定する降下火砕物による腐食に対し、降下火砕物を考慮して施設に耐食性を持たせること及び運用により、原子炉補機冷却水系負荷及び高圧炉心スプレイ補機冷却水系負荷を冷却する機能を維持するため、海水と接触する部位に耐食性のある材料を使用することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p> <p>f. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設計方針</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、降下火砕物を考慮して施設に耐食性を持たせること及び運用により、非常用高圧母線へ給電する機能を維持するため、降下火砕物と接触する部位に耐食性</p>	<p>記載箇所の相違 （女川はf項に記載）</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載箇所の相違 （東二はg項に記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>のある材料を使用することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p> <p>g. 非常用換気空調系（外気取入口）の設計方針</p> <p>非常用換気空調系（外気取入口）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>非常用換気空調系（外気取入口）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、流路への降下火砕物の侵入を低減させること、降下火砕物を考慮して施設に耐食性を持たせること、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、各部屋を換気又は空調管理することで機器の運転に必要な温度条件の維持、居住性の維持及び被ばく低減を図る機能を維持するため、非常用換気空調系の外気取入口にバグフィルタを設置することで降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>また、保安規定にバグフィルタの取替え及び清掃することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>設備名称及び記載箇所の相違 (東二はo項に記載)</p> <p>設計方針の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称及び記載箇所の相違 (女川はi項に記載)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>h. 非常用ガス処理系（屋外配管）の設計方針</p> <p>非常用ガス処理系（屋外配管）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>非常用ガス処理系（屋外配管）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、事故時に放射性物質を除去した気体を屋外に排気する機能を維持するため、外装の塗装を実施することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p> <p>i. 排気筒の設計方針</p> <p>排気筒は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>排気筒は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、建屋内の空気を大気に排気する機能を維持するため、外装の塗装を実施することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p> <p>j. 計測制御用電源設備（無停電電源装置）の設計方針</p> <p>計測制御用電源設備（無停電電源装置）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>計測制御用電源設備（無停電電源装置）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、盤内への降下火砕物の侵入を低減させることにより、発電用原子炉施設の異常状態を検知し、必要な場合、原子炉停止系等を作動させる機能を維持するため、計測制御用電源設備（無停電電源装置）を設置する計測制御電源室換気空調系の外気取入口にバグフィルタを設置することで降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>また、保安規定にバグフィルタの取替え及び清掃することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>記載箇所の相違 （東二はj項に記載）</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>k. 非常用所内電気設備（所内低圧系統）の設計方針</p> <p>非常用所内電気設備（所内低圧系統）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>非常用所内電気設備（所内低圧系統）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、盤内への降下火砕物の侵入を低減させることにより、工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備への給電機能を維持するため、非常用所内電気設備（所内低圧系統）を設置する原子炉補機室の換気空調系の外気取入口にバグフィルタを設置することで降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>また、保安規定にバグフィルタの取替え及び清掃することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p> <p>l. 復水貯蔵タンクの設計方針</p> <p>復水貯蔵タンクは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>復水貯蔵タンクは、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により炉心冷却のための水源を保有する機能を維持するため、外装の塗装を実施することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p> <p>m. 軽油タンク室の設計方針</p> <p>軽油タンク室は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>軽油タンク室は、想定する降下火砕物による腐食に対し、頂版がコンクリート構造物であること、ハッチ部の塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、タンク室が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、タンク室によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を接触させない機能を維持するため、ハッチ部に外装の塗装を実施することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p> <p>n. 軽油タンク室（H）の設計方針</p> <p>軽油タンク室（H）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3)</p>	<p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>軽油タンク室（H）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、頂版がコンクリート構造物であること、ハッチ部の塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、タンク室が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、タンク室によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を接触させない機能を維持するため、ハッチ部に外装の塗装を実施することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p> <p>o. 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管の設計方針</p> <p>非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備を含む。）排気消音器及び排気管は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、ディーゼル発電機の排気機能を維持するため、外装の塗装を実施することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p> <p>p. 海水取水設備（除塵装置）の設計方針</p> <p>海水取水設備（除塵装置）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>海水取水設備（除塵装置）は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプに通水する機能を維持するため、海水と接触する部位の防汚塗装を実施することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称及び記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>q. 原子炉建屋の設計方針</p> <p>原子炉建屋は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>原子炉建屋は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、放射性物質の閉じ込め機能及び放射線の遮蔽機能並びに建屋が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、建屋によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を接触させない機能を維持するため、外面の塗装を実施することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p>	<p>(女川はg項に記載)</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載方針の相違 (女川は、原子炉建屋とし</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>r. タービン建屋の設計方針</p> <p>タービン建屋は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>タービン建屋は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、建屋が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、建屋によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を接触させない機能を維持するため、外面の塗装を実施することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p> <p>s. 制御建屋の設計方針</p> <p>制御建屋は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.5(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>制御建屋は、想定する降下火砕物による腐食に対し、塗装により降下火砕物と施設を接触させないこと及び運用により、建屋が降下火砕物より防護すべき施設を内包し、建屋によって内包する防護すべき施設に降下火砕物を接触させない機能を維持するため、外面の塗装を実施することで短期的な腐食が発生しない設計とする。</p> <p>また、保安規定に点検及び補修を実施することを定め管理することで長期的な腐食が進展しない設計とする。</p>	<p>て記載)</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>5.6 発電所周辺の大気汚染を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p> <p>a. 非常用換気空調系（中央制御室換気空調系）の設計方針</p> <p>非常用換気空調系（中央制御室換気空調系）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.6(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>非常用換気空調系（中央制御室換気空調系）は、想定する降下火砕物による大気汚染に対し、中央制御室への降下火砕物の侵入を低減させることにより、中央制御室を換気又は空調管理することで居住性を確保する機能を維持するため、外気取入口にバグフィルタを設置すること、外気取入ダンパの閉止及び事故時運転モードへの切換えをすることで降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>また、保安規定にバグフィルタの取替え及び清掃すること並びに外気取入ダンパの閉止及び事故時運転モードへの切換えを定め管理することで降下火砕物による中央制御室の大気汚染を防止する設計とする。</p>	<p>設計方針の相違 (女川は、火山に対する防護対策施設がないことの相違)</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>5.7 絶縁低下を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p> <p>a. 計測制御用電源設備（無停電電源装置）の設計方針</p> <p>計測制御用電源設備（無停電電源装置）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.7(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>計測制御用電源設備（無停電電源装置）は、想定する降下火砕物による絶縁低下に対し、盤内への降下火砕物の侵入を低減させることにより、発電用原子炉施設の異常状態を検知し、必要な場合、原子炉停止系等を作動させる機能を維持するため、計測制御用電源設備（無停電電源装置）を設置するエリアを空調管理する計測制御電源室の換気空調系の外気取入口にバグフィルタを設置することで降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>また、保安規定にバグフィルタの取替え及び清掃することを定め管理することで計測制御用電源設備（無停電電源装置）の絶縁低下を防止する設計とする。</p> <p>b. 非常用所内電気設備（所内低圧系統）の設計方針</p> <p>非常用所内電気設備（所内低圧系統）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.7(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>非常用所内電気設備（所内低圧系統）は、想定する降下火砕物による絶縁低下に対し、盤内への降下火砕物の侵入を低減させることにより、工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備への給電機能を維持するため非常用所内電気設備（所内低圧系統）を設置するエリアを空調管理する原子炉補機室の換気空調系の外気取入口にバグフィルタを設置することで降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>また、保安規定にバグフィルタの取替え及び清掃することを定め管理することで非常用所内電気設備（所内低圧系統）の絶縁低下を防止する設計とする。</p> <p>5.8 間接的影響を考慮する施設</p> <p>(1) 施設</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の設計方針</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.8(3) 性能目標」で</p>	<p>設備構成の相違 （設置変更許可で説明している降下火砕物の影響を考慮する施設の選定結果の相違）（「5.7 絶縁低下を考慮する施設」の項目内で以下同様）</p> <p>設備構造の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-2-4 火山への配慮に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、想定する降下火砕物による間接的影響に対し、降下火砕物の影響を受けない配置にすることにより、非常用高圧母線へ7日間の電源供給が継続できるよう給電する機能を維持するため、降下火砕物の影響を受けない建屋内に設置する設計とする。</p> <p>b. 軽油タンクの設計方針</p> <p>軽油タンクは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.8(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>軽油タンクは、想定する降下火砕物による間接的影響に対し、降下火砕物の影響を受けない配置にすることにより、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）へ7日間の燃料供給が継続できるよう燃料を保有する機能を維持するため、降下火砕物の影響を受けない地中に設置する設計とする。</p> <p>c. 非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）燃料移送ポンプの設計方針</p> <p>非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）燃料移送ポンプは、「4. 要求機能及び性能目標」の「4.8(3) 性能目標」で設定している機能設計上の性能目標を達成するために、以下の設計方針とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備を含む。）燃料移送ポンプは、想定する降下火砕物による間接的影響に対し、降下火砕物の影響を受けない配置にすることにより、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）へ7日間の燃料供給が継続できるよう燃料を移送する機能を維持するため、降下火砕物の影響を受けない地中に設置する設計とする。</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p>